建設工事業者の皆様

雲南市長 石 飛 厚 志 (総務部管財課)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について(通知)

このことについて、下記のとおり取扱いを変更しましたので、お知らせします。

記

- 1 現場代理人の現場常駐義務の緩和について 別紙「現場代理人の兼務に関する特記仕様書」のとおり全部変更 [変更概要]
  - (1) 現場代理人の兼務できる金額要件を 3,500 万円未満から 4,000 万円未満 (建築 式の場合は 7,000 万円未満から 8,000 万円未満) に改正
  - (2) 現場代理人の兼務できる距離要件について「<u>工事現場間の移動距離が 10km 程</u>度まで」としていたものを「<u>工事現場の相互の間隔が 10km 程度まで</u>」に改正補足「移動距離(道のり)」を「相互の間隔(直線距離)」に変更
  - (3)申請様式の変更
- 2 適用日

令和5年1月4日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する